

議案第54号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

第1条中「健全化を」を「健全化に」に改める。

第3条中「地方公共団体」を「市町村、一部事務組合及び広域連合」に改める。

第5条の表中「市にあつては、通じて1人町村にあつては、北海道総合振興局及び北海道振興局の管内」を「市にあつては通じて1人、町村にあつては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）別表第1の所管区域に定める地域」に改める。

別表を次のように改める。

別表

組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合

(1) 市町村

| 区 分 | 市 町 村 |
|------|--|
| 市 | 根室市、滝川市、江別市、深川市、砂川市、富良野市、恵庭市、伊達市、芦別市、歌志内市、赤平市、美唄市、北広島市、石狩市、三笠市、士別市、北斗市、名寄市 |
| 石狩管内 | 当別町、新篠津村 |
| 渡島管内 | 松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、長万部町、森町、八雲町 |
| 檜山管内 | 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町 |
| 後志管内 | 島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵 |

| | |
|---------|---|
| | 内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村 |
| 空知管内 | 南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、栗山町 |
| 上川管内 | 鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、幌加内町 |
| 留萌管内 | 増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町 |
| 宗谷管内 | 猿払村、浜頓別町、中頓別町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、枝幸町、幌延町 |
| オホーツク管内 | 美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、遠軽町、大空町、湧別町 |
| 胆振管内 | 厚真町、豊浦町、壮瞥町、白老町、安平町、むかわ町、洞爺湖町 |
| 日高管内 | 平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、日高町、新ひだか町 |
| 十勝管内 | 音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、豊頃町、浦幌町、足寄町、陸別町 |
| 釧路管内 | 釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町 |
| 根室管内 | 別海町、標津町、中標津町、羅臼町 |

(2) 一部事務組合及び広域連合

| 区分 | 一部事務組合及び広域連合 |
|------|--|
| 石狩管内 | 石狩北部地区消防事務組合、石狩東部広域水道企業団、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村備荒資金組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、石狩西部広域水道企業団、石狩教育研修センター組合 |
| 渡島管内 | 山越郡衛生処理組合、南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合 |
| 檜山管内 | 北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、江差町ほか2町学校給食組合、檜山広域行政組合 |
| 後志管内 | 北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、南部後志環境衛生組合、岩内地方衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、南部後志衛生施設組合 |
| 空知管内 | 長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、北空知葬斎組合、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広域水道企業団、南空知葬斎組合、空知中部広域連合 |
| 上川管内 | 名寄地区衛生施設事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組 |

| | |
|---------|---|
| | 合、愛別町外3町塵芥処理組合、大雪清掃組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合 |
| 留萌管内 | 羽幌町外2町村衛生施設組合、北留萌消防組合 |
| 宗谷管内 | 南宗谷衛生施設組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、利尻郡学校給食組合、利尻島国民健康保険病院組合、西天北五町衛生施設組合 |
| オホーツク管内 | 斜里郡3町終末処理事業組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、遠軽地区広域組合、西紋別地区環境衛生施設組合 |
| 胆振管内 | 西胆振消防組合、胆振東部消防組合、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合 |
| 日高管内 | 日高東部衛生組合、日高地区交通災害共済組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高中部衛生施設組合、日高西部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高中部広域連合 |
| 十勝管内 | 南十勝複合事務組合、池北三町行政事務組合、北十勝2町環境衛生処理組合、とちち広域消防事務組合 |
| 釧路管内 | 川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団 |
| 根室管内 | 根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合 |

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。